

# 東京都立図書館協議会 第30期第1回定例会議事録

令和3年9月6日（月）

オンライン開催

午後3時00分～午後4時57分

## 出席者名簿

### 委員

五十嵐俊子委員 植村八潮委員  
小田光宏委員 久我尚子委員  
関根千佳委員 新居みどり委員  
松本直樹委員 和気尚美委員  
赤羽淳子委員 橘雅子委員

(欠席者)

小林正基委員  
古屋真宏委員

### 都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長  
多摩図書館長 企画経営課長  
総務課長 情報サービス課長  
地域教育支援部長 地域教育支援部管理課長

### 事務局

企画経営課統括課長代理 企画経営課課長代理  
企画経営課企画経営総括担当

## 配布資料

- 資料1 都立図書館の概要
- 資料2 令和3年度都立図書館主要事業
- 資料3 東京都立図書館自己評価 指標一覧
- 資料4 東京都立図書館の利用状況等について
- 資料5 東京都立図書館 新型コロナウイルス対策の経緯
- 資料6 第29期東京都立図書館協議会 提言概要
- 資料7 第30期東京都立図書館協議会について
- 資料8 DXの定義・動向について(概要)
- 資料9 DX後の都立図書館について

## 東京都立図書館協議会第30期第1回定例会

令和3年9月6日（月）

午後3時00分開会

**【企画経営課長】** 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより第30期第1回東京都立図書館協議会を開会いたします。

私は、本日司会進行を務めます、都立中央図書館管理部企画経営課長の島貫でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、配付資料の確認、情報公開等についてご説明をいたします。

配付資料につきましては、事前に事務局からお送りしてございます。次第に配付資料一覧を載せておりますが、それらをお送りしております。不足等がございましたら、チャットにご記入いただけないでしょうか。事務局から送付いたします。

本日はご都合により2名がご欠席でございます。本協議会は委員の半数以上の出席をもって成立となっております。定足数を満たしておりますので、会は成立してございます。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としてございます。会議の内容は、委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開をいたします。

本日の傍聴者は1名でございます。

それでは、本日の次第に沿って進めさせていただきます。本日は第30期の第1回定例会でございますので、今期ご就任いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。事前に配付しております委員名簿を御覧ください。私から名簿順にご紹介いたします、

まず、東京都立駒場高等学校校長、小林正基委員は、本日ご都合によりご欠席でございます。

続きまして、渋谷区教育委員会教育長、五十嵐俊子委員でございます。

**【五十嵐委員】** 五十嵐です。よろしくお願ひいたします。

**【企画経営課長】** 続きまして、国分寺市教育委員会教育長、古屋真宏委員でございますが、本日都合によりご欠席でございます。

続きまして、専修大学文学部教授兼大学院法学研究科教授、植村八潮委員でございます。

**【植村委員】** 植村です。どうぞよろしくお願ひします。

**【企画経営課長】** 続きまして、青山学院大学コミュニティ人間科学部教授・学部長、小

田光宏委員でございます。

【小田委員】 小田です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部上席研究員、久我尚子委員でございます。

【久我委員】 久我です。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、株式会社ユーディット会長、同志社大学客員教授、関根千佳委員でございます。

【関根委員】 関根です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、特定非営利活動法人国際活動市民中心理事・コーディネーター、新居みどり委員でございます。

【新居委員】 皆様、初めまして。NPO法人CINGAの新居みどりです。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、慶應義塾大学文学部人文社会学科図書館・情報学専攻准教授、松本直樹委員でございます。

【松本委員】 松本です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、三重大学情報教育・研究機構助教、和気尚美委員でございます。

【和気委員】 和気尚美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、児童文学作家、日本児童文学者協会理事、赤羽淳子委員でございます。

【赤羽委員】 赤羽です。今期の公募委員です。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 株式会社マチミク代表取締役、橘雅子委員でございます。

【橘委員】 橘雅子と申します。公募委員として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 どうもありがとうございました。

また、小田委員、久我委員、松本委員のお三方が第29期より引き続きの委員でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、都立図書館の幹部職員をご紹介します。事前に配付しております、東京都立図書館幹部職員名簿を御覧ください。私から、名簿順にご紹介いたします。

まず、東京都立中央図書館長、教育庁次長の松川桂子でございます。

【中央図書館長】 松川と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、管理部長、黒田浩利でございます。

【管理部長】 黒田と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、管理部総務課長、福井紀子でございます。

【総務課長】 福井と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、管理部多摩図書館長、中野多希子でございます。

【多摩図書館長】 中野と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 1つ飛ばしまして、サービス部長、サービス部資料管理課長事務取扱、川名洋次でございます。

【サービス部長】 川名と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、サービス部情報サービス課長、湯地敏史でございます。

【情報サービス課長】 湯地と申します。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、教育庁地域教育支援部から地域教育支援部長、小菅政治でございます。

【地域教育支援部長】 小菅でございます。よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 続きまして、地域教育支援部管理課長、西山公美子でございます。

【地域教育支援部管理課長】 西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の流れについてご説明申し上げます。次第を御覧ください。

この後、委員の皆様方の中から議長、副議長の選出をいただきました後に、議事を進めさせていただきますと思っています。

それでは、議事に先立ちまして、都立中央図書館長、教育庁次長の松川桂子よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【中央図書館長】 皆様、こんにちは。都立中央図書館長の松川と申します。

このたびは第30期都立図書館協議会の委員にご就任いただきまして誠にありがとうございます。2年間の任期となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本協議会は、都立図書館の運営に関しまして、都立中央図書館長の諮問に応じていただきますとともに、委員の皆様から図書館サービスについて専門的な見地等に基づきご意見を頂戴する場でございます。これまでも都立図書館におけるサービスの方向性などに関しましては、様々なご意見、ご提言を頂いているところでございます。

昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、デジタルトランスフォーメーション、DXが加速をしたと言われております。当館におきましても、リアルとバーチャルで楽しめる企画展示を開催するなど、新たな取組を進めているところでございます。今後、社会全体でデジタル化が加速していく中で、都立図書館におきましても、デジタルの力でサービスを変革し、様々な都民へのサービスを向上させる必要がございます。

このような観点から、今期の協議テーマにつきましては、「都立図書館のDXとその先にあるサービス」を案としてご提示をさせていただいております。委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂ければと存じます。

また、本協議会では、都立図書館が行う自己評価に対しましても、委員の皆様からご助言を頂くこととなっております。この点につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、今年度から2年間にわたり様々なご意見等を頂きながら、都立図書館の向上に向けましてお力添えをいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【企画経営課長】      ありがとうございました。

続きまして、本協議会の議長と副議長の選出に入りたいと思います。本協議会の議長及び副議長は東京都立図書館協議会運営規則第3条にのっとりまして、協議会委員の互選により定めるものとされてございます。委員の皆様より、議長、副議長のご推薦をお願いいたします。

【久我委員】      2期目の委員を務めさせていただいておりますので、僭越ながら私から推薦をさせていただきたいのですけれども、議長に小田委員を、そして副議長に松本委員を推薦させていただきたいと思います。

第29期のこちらの協議会において、小田委員が議長を、そして松本委員が副議長を務められておりまして、お二人の下で前期も充実した議論が展開されておりました。また、お二人は図書館情報学を研究されているお立場にありますので、図書館全般に精通されているということで、本協議会の議論をリードしていただくには非常に適任だと思っております。ですので、29期に引き続き、お二人を議長、副議長に推薦いたします。よろしくお願い致します。

【企画経営課長】      ただいま、議長、副議長について、久我委員からご推薦を頂きました。皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【企画経営課長】 それでは、異議なしということで、議長を小田委員に、副議長を松本委員にお願いしたいと存じます。

それでは、議長、副議長のお二人から一言ご挨拶を頂けますでしょうか。よろしく願いいたします。

【小田議長】 今、議長に選任されました青山学院大学の小田光宏と申します。謹んでお受けいたします。

いろいろこの定例会の中で発言してまいりたいとも思っております。また皆様方の忌憚のないご意見を頂いて、よりよい提言に結びつけられるように努力したいと思います。

私の大好きな都立図書館が一層すぐれたサービス、活動ができるように努力したいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

【松本副議長】 副議長に選任をされた松本です。前期に引き続いてということで、小田議長を支えていきたいと思えます。皆様といろいろ議論できることを楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

【企画経営課長】 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては小田議長にお願いいたします。よろしく願いします。

【小田議長】 それでは、お手元の次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

最初に、議長をお引き受けしたときにはお願いをしているのですが、皆さん方の呼び方なのですが、なるだけ親しい感じになれるように、「委員」とか「先生」とかにはしませんで、「さん」と呼ばせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。皆さん、了解という顔が見えましたので、そういたします。

それでは、議事、4点ございますけれども、(1)「協議テーマの決定」につきまして、事務局から都立図書館の概要をまずご説明いただきたいと思えます。その上で、協議テーマについて提案を頂きたいと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、都立図書館の概要などにつきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては、資料1を御覧ください。

まず、左の上、1「都立図書館の運営」を御覧ください。

まず、「都立図書館の役割」でございますが、都立図書館は、都道府県立図書館として、区市町村立図書館と役割を分担し、連携協力してサービスを提供するとなっております。

首都東京の広域的・総合的情報拠点として、利用者の調査研究、学習を支援するということ、それから、都内の区市町村立図書館や学校に対する協力支援が主な役割となっております。

なお、区市町村立図書館及び国立国会図書館との役割分担につきましては、囲みの部分のとおり、区市町村立図書館は、地域の実情に即した蔵書構成や個人貸出しなどにより、きめ細かなサービスを提供する、国立国会図書館は、国内唯一の納本図書館として広範な資料を収集・保存し、国会の活動を補佐するとともに、行政、司法及び国民に対し全ての出版物を提供するという役割があるということで整理されているところでございます。

下に行きまして、「都立図書館の組織」でございます。都立図書館は、中央図書館と多摩図書館の2館体制でございますが、中央図書館長統括の下、中央図書館及び多摩図書館が機能を分担しながら一体的に運営してございます。

諮問機関といたしまして、図の左下のところに本協議会がございます。図書館法、都立図書館条例に基づいて設置されている諮問機関でございます。図書館の運営に関しまして、館長の諮問に応じるとともに、サービスについて館長に意見を述べていただく役割を担ってございます。

続きまして、一番下の「都立図書館改革の取組状況」でございます。都政改革の流れ等を踏まえまして、都庁主導となって都立図書館の在り方についても検討がなされてまいりました。最近では、長期的な視点で都立図書館の在り方について検討するため、令和元年度に検討委員会が設置されまして、今年の3月に最終報告が公表されたところでございます。こちらについては、協議のテーマ案をお諮りする際に別途ご説明をさせていただきます。

続きまして、右側、2の「都立図書館のサービス」を御覧ください。

「都民の調査研究、学習活動への支援」の項目でございますが、都立図書館は、年末年始、特別整理期間及び月2日の休館日以外は開館してございます。現在は、新型コロナウイルスの影響によりまして変動がございます。コロナ禍での運営については、後ほど簡単にご説明をさせていただきます。

都立図書館は個人への貸出しは行っておりませんので、開館時間に来館していただいて、(1)のとおり、本や雑誌、契約している新聞のオンラインデータベース等を利用いただく形が主な利用方法でございます。

(2)のレファレンスサービスでございますが、利用者からの相談や質問に図書館の資料や情報源を用いて回答するサービスでございます。都立図書館の核ともいえるサービスで、



豊富な資料を活用して、丁寧なレファレンスにつきましては定評がございます。来館以外にも、電話やメールでのご利用もいただけます。また、利用者の方がご自身で効率的に調べられるように調べ方の案内を作成し、提供もしているところでございます。

(3) ですが、中央図書館につきましては、都市・東京、ビジネス、健康・医療、法律を重点情報サービスと位置づけてございます。多摩図書館については国内最大規模の雑誌を有してございまして、東京マガジンバンクとして、また児童・青少年資料の収集や、子どもの読書活動を推進する拠点としての側面を持ってございます。

このほか、(4)(5)については、当館では江戸時代の錦絵といった貴重な資料を所蔵しておりますが、これらをデジタル化して、当館のデジタルアーカイブに公開するといったことも行っております。

続いて、右側の「図書館・学校・行政機関との連携・協力」というところでございます。

(1)(2)に挙げました事業やサービスを通じて、都内の図書館サービス全体のレベルアップを図るとともに、児童・生徒や先生方に向けた支援を行っているところでございます。

(3)の政策立案支援サービスは、都庁の各局が政策を検討するに当たりまして、都立図書館が豊富な蔵書やノウハウを生かし、情報収集等を支援するというものでございます。

こういったサービスが私ども都立図書館のサービスの大きな柱となっております。

続きまして、3番の「主要事業」でございます。

令和3年2月に社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年度から5年度までの図書館の事業計画であります「都立図書館実行プラン 2021-2023 AI時代の都立図書館へのファーストステップ」を策定いたしました。

柱といたしまして、3つございます。

1つ目が、首都東京の図書館として、情報流通をめぐる社会環境の変化に対し、「東京」情報の集積・発信を推進する。

2つ目が、ICTを積極的に活用して、東京に集う人々の多様な知的活動や「学び」を支援する。

3つ目が、図書館機能のDX化に着手し、新たな時代の東京における情報環境を整備する、でございます。

これに基づく今年度の具体的な事業につきましては、資料2に記してございます。資料2を御覧ください。

具体的な取組の個別説明につきましては省略させていただきますが、この中の※で29

期や28期と記載されているところがあると思います。これらにつきましては過去の図書館協議会での提言を踏まえた事業ということでございまして、本協議会で頂いた提言は、このように当館の施策や事業として反映をさせていただいております。

続きまして、資料3を御覧ください。「東京都立図書館自己評価 指標一覧」でございます。

当館では、都立図書館事業の効率的な実施や図書館の運営状況を評価する目的で毎年実施しておりまして、協議会委員の皆様にご報告をいたしまして、評価内容に対してご意見を頂いているところでございます。次回の定例会の際に令和2年度の自己評価の結果をお示しいたしまして、ご意見を頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらは「東京都立図書館の利用状況等について」でございます。

当館では、毎年度、来館利用者に対しまして、図書館サービス等についての満足度や意向の調査をしており、図書館運営の参考としているところでございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症で来館サービスの休止等をしておりましたため、本日は令和元年度の調査結果から当館の利用傾向について簡単にご説明いたします。

中央図書館につきましては、年代は10代から20代、性別は男性がやや多く、職業は学生や無職、事務職の方が多く、23区に在住または在勤、在学の利用が多い傾向にございます。利用目的としましては、試験や仕事での調べものが多い状況でございます。

続きまして、多摩図書館についてでございますが、年代は、児童青少年向けのサービスを行っているということもありまして、10代の利用者が非常に多く、性別は男性がやや多く、職業は高校生や学生、近隣の市町村に在住、在勤、在学の方の利用が多い状況でございます。利用目的は、試験勉強や試験に関連した自分の勉強、教養、趣味のための読書が多くなってございます。

利用理由につきましては、中央、多摩図書館とも、「資料が豊富だから」と「落ち着いて調べもの等に集中できる」という、2つが多い状況でございます。

また、利用者の方からの満足度についても、総じて高い評価を頂いているところでございます。

なお、現在新型コロナウイルスの感染拡大により、通常とは異なった形で開館をしております。昨年2月以降の当館での状況についてまとめたものが資料5でございます。

当館は都立施設ということで、都の方針の下、運営を行ってまいりました。長らく来館サービスを休止した時期もございましたが、非来館でのサービス、具体的には電話やメールでのレファレンスサービス等を継続して行ってまいりました。現在は、事前予約制、入替え制によって開館をしているところでございます。

当館の概要についての説明は以上でございます。

**【小田議長】** ありがとうございます。

質疑等をお受けする前に、先ほどチャットで関根さんから「画面共有しているのですか」というご質問があって、「画面共有はされていないと思います」という回答をいたしました。それでよろしいですね。関根さんは資料を御覧になられていますよね。

それから、チャットのところにゲストの方が一時的に参加しましたというのが来ていますが、これはこれで構わないのですよね。分かりました。ありがとうございます。

それでは、ただいまの概要の説明に関しまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。ご質問あるときは、手を挙げるボタンを押していただいても構いませんし、あるいは、そのまま発言していただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

何か確認しておいたほうがよいことを含めて、あればお願いいたします。

橘さん、お願いいたします。

**【橘委員】** 1つ確認させていただきたいのが、満足度の調査のところ、居住地について23区ですとか都内市町村という区分けがあったと思うのですけれども、冊子をお送りいただいたのですが、その冊子には居住地については、例えば港区ですとか、渋谷区ですとか、そういったもうちょっと細かい記載が載っていたのですね。ただ、勤務地についてはアンケート項目が多分なかったようで、実際に例えば港区に勤務されている方がより多く使うのかとか、そこまでの情報が分からなかったのです。

距離的なアクセスが利用状況にどれだけ貢献しているのかというのは、勤務地とか学校所在地もアンケート項目の中に入れたほうが、もしかするといいのではないかなと思えました。

今現在、多分質問項目に入っていないと思うので、今後質問されるときにご検討いただけたらと思います。

**【小田議長】** この点、いかがでしょうか。

**【企画経営課長】** どうもありがとうございます。満足度調査については、ご指摘のお

り、住所が書いてあるところと、そこまでない、区市町村までないような部分がございますので、おっしゃるとおり距離的などころもあろうかと思しますので、今後、ご意見を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

すみません、ちょっと訂正させていただきます。

アンケートを取った際には、区市町村レベルまでのデータ自体は、生データとしてはあるということでございまして、ちょっと集計の表示の仕方の部分で、都内とか都外とか、大きくりにしているというところがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

【橘委員】 確認なのですが、勤務地と学校所在地についても、もう少し詳しい区分がデータとしてあるということによろしかったですか。

【企画経営課長】 そちらについても、実際にデータとしてはございます。

【橘委員】 ありがとうございます。

【小田議長】 関根さん、お願いいたします。

【関根委員】 今の満足度調査なのですが、普通、満足度調査では「不満な点は何か」と聞かせるのですが、そういった項目はなかったのでしょうか。そこにナラティブに書いて頂くのは、集計が大変ではあるのですが、こういう点を改善してほしいとかの市民の声が集まると思います。そういったご要望は、アンケートでは取っていらっやらないのですか。教えてください。

【小田議長】 いかがでしょうか。

【企画経営課長】 聞き方としては、「とても満足」「満足」「どちらでもない」「やや不満」「不満足」ということで数値化してございますけれども、それ以外にも「自由記載欄」というところがございまして、そちらには記載を頂いているところでございます。

【関根委員】 それはもちろん紙なのですね。

【企画経営課長】 そうです。これはアンケート用紙を来館した方にお配りしまして、帰り際に提出していただくという形で行っている調査でございます。

【関根委員】 分かりました。来館された方に、ウェブ調査などで聞いているというわけではないのですね。

【企画経営課長】 これは、実際に来館された方を対象にしてやっております。

【関根委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小田議長】 ほかにはよろしいですか。

それでは、概要説明についてはここまでといたしまして、今期の協議会のテーマに関して

の提案をお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、第30期協議会のテーマ案についてご説明をさせていただきます。資料7に沿ってご説明をさせていただきます。

第30期都立図書館協議会では「都立図書館のDXとその先にあるサービス」というテーマをご提案させていただいております。

令和3年3月に『未来の東京』戦略』という東京都の長期戦略が策定されました。この中の基本戦略の1つに「デジタルトランスフォーメーションで『スマート東京』を実現」という項目がございます。デジタルの力で都政のクオリティオブサービス(QOS)を飛躍的に向上させ、都民のクオリティオブライフ(QOL)を高める必要があるとされてございます。

都立図書館においても、デジタルの力をうまく活用いたしまして、サービスを変革して、サービスを向上させていきたいということで、テーマ案とさせていただいたところでございます。

なお、前期の29期では「都立図書館ならではのサービスを考える」と題しまして、新しい技術を活用したサービスについて、7つの取組を具体的に提案いただきました。

7つの取組のうち、優先度が高い取組については今年度の事業として反映させているところでございます。詳しくは資料6にございますので、後ほど御覧いただければと思います。

30期につきましては、東京都の政策や、昨今のデジタル技術、DXの進展状況等を踏まえまして、都立図書館でどのようなDXができるのか、そしてそれによりどのようなサービスを実現できるのかということをご協議いただきたいと思います。

この協議の視点として2つ設定をいたしまして、1つはいつでもどこでも誰でも利用できる図書館の実現に向けた「DXによる利便性の向上」、もう1つが、誰もが利用しなくなる図書館の実現に向けた「利用者に応じたサービスの進化」でございます。

具体的には2の「協議の視点」のところに書いておりますが、DXによる利便性の向上については、デジタルの力を使って現在のサービスをどのように向上できるのか、また、どのような新しいサービスを実現できるかということを考えてございます。

もう1点の「利用者に応じたサービスの進化」については、デジタルの力を活用することで様々な理由で来館が難しかった方々の利用が増え、利用者層も広がるのではないかと考えております。そうなったときに、より多くの人々が利用したいと思う図書館の実現に向けて想定される利用者像で、高齢者、障害者、外国人、働く世代などを例示しておりますが、利

ユーザー像を整理した上で、それぞれに対してどのような取組を充実していくとよいということを検討したいと考えているところでございます。

3に「協議の留意点」としてありますが、都の長期戦略である『『未来の東京』戦略』や、「都立図書館在り方検討委員会最終報告」等の示す方向性も踏まえつつ、委員の皆様からアイデアや海外の事例など、いろいろな知見を賜りながら、どのようなことができるかという検討や、来館でのサービスと非来館のサービスの融合といった新しいサービスの在り方についてもご協議いただきたいと思いますところでございます。

協議に先立ちまして、館内でDXの動向やDX後の都立図書館について検討いたしました。検討した内容をまとめたものが資料8と9でございます。

まず資料8でございますが、DXについて、その定義や国と東京都、民間の動向を調査し、まとめたものとなります。

1の「DXの定義」について簡単にご説明いたしますと「ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」という概念でございます。

経産省が企業向けにDXを実現するために取りまとめた「DXレポート2（中間の取りまとめ）」では、いわゆるデジタル化とDXとの違いが分かる段階別の定義がなされており、DXをデジタルイゼーション、それからデジタルライゼーション、DXと3段階に分割しているため、成熟度ごとにアクション設計が可能になります。具体的な都立図書館の事例については、資料9にて後ほどご説明をいたします。

次に、2の「国の動向」でございますが、国の計画では、DXが初めて大きく言及されたのは「デジタル・ガバメント実行計画」でございます。当該計画から内閣官房、総務省、経済産業省が主となり、各省が取り組むべき政策が展開されています。

図書館関連の動向といたしましては、国立国会図書館において今後5年間の方針を定めた「国立国会図書館ビジョン」が策定されています。資料のデジタル化の加速や、インターネット提供資料の拡充等に言及しております。

次に、3の「都の動向」を御覧ください。DXに関連した東京都の計画といたしましては、まず『『未来の東京』戦略ビジョン』がございまして、こちらのビジョンにおきまして、デジタルトランスフォーメーションで「スマート東京」を実現という基本戦略が盛り込まれまして、DXの必要性が明示されました。

この取組を具現化、加速させるものは「スマート東京実施戦略」になります。そして、その後のコロナ禍を受けまして、新しい長期計画案として『『未来の東京』戦略』を公表して

ございます。この実現に向けた都政の構造改革の推進に向け、「シン・トセイ」を公表するなど、取組を進めているところでございます。

最後に、4の「民間、各業界の動向」を御覧ください。例として幾つか挙げてございますが、図書館のDXに関連する動向がまとめられているものでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、資料9についてご説明をいたします。資料9は、左側で今年3月に報告されました都立図書館在り方検討委員会の最終報告につきまして、特にDXの観点から整理し、右側でDX後の都立図書館を検討した資料となっております。

それでは、左側にあります1「都立図書館在り方検討委員会報告の整理」を御覧ください。都立図書館在り方検討委員会とは、AIや5Gといった先端技術の進展と社会情勢が急激に変化する中で、長期的な視点で都立図書館の在り方を検討するために設置されたものでございます。

教育庁地域教育支援部が事務局となりまして、20年後、そしてその先の東京を見据えながら、AI時代における新たな図書館のサービス、施設に焦点を当てまして、令和元年度から2年度にかけて検討が行われ、令和3年3月に最終報告が公表されました。

この最終報告におきまして、現在の都立図書館の課題として「AI時代への対応の遅れ」「来館サービスへの偏重」「情報の創造・発信が不十分」という点がございます。

これらの課題を受けまして、「デジタル技術の進展に対応したサービスを提供する図書館」「どこでも、誰でもサービスを享受できるインクルーシブな図書館」「利用者の研究・交流を支援し、新たな知識を生み出す図書館」という、今後の図書館に求められる3つの役割、そして「デジタル技術を駆使したサービスの充実」「デジタル資料を含む特色あるコレクション・利用促進」「東京の図書館ならではの施設・運営の追求」という3つの新しい機能を今後の検討を進めていくための論点として整理してございます。

これらの3つの新しい機能における取組の具体例につきましては、特にDXの観点から新たに例示を行っております。

続きまして、資料の右側、2「DX後の都立図書館（案）」を御覧ください。

都立図書館在り方検討委員会報告を受けまして、図書館の現場として特にDXの観点から取組を加速すべく方法を検討しまして、具体的な可能性を検討したものでございます。

基本的な指針といたしまして、デジタル技術の活用によりQOSをアップグレードすること、またアップグレードに当たっては今後のDX重要取組事項を構築し、優先順位づけを

行いまして推進したいと考えているところでございます。

事業ごとの具体的なDXの可能性につきましては、「DXフレームワークを用いた都立図書館事業のDX可能性」を御覧ください。こちらの表は、資料8でご紹介いたしました「DXレポート2」におきまして紹介されているDXフレームワークを用いております。

例えば、デジタルアーカイブにおきましては、図書館資料の電子化が「デジタイゼーション」に当たり、電子化した資料の当館のデジタルアーカイブでありますTOKYOアーカイブを公開することが「デジタライゼーション」に当たります。そして、利用者起点の価値創出としてオープンデータ化対応、組織横断的取組としてジャパンサーチとの連携が「DX」に当たります。

こういった背景の下「都立図書館のDXとその先にあるサービス」を協議会のテーマとしてご提案させていただいております。

説明については以上でございます。

**【小田議長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの提案につきまして、協議テーマ、ご意見、ご質問あるいは確認したほうがよいことがありましたらご発言いただけますでしょうか。特にございませんか。

それでは、ご理解いただけているということだと思いますので、今期の協議会のテーマとして「都立図書館のデジタルトランスフォーメーションとその先にあるサービス」、これを扱っていきたいと考えます。

協議の視点は2点あります。この2点に基づきまして、これから協議をどのように進めるかということがあろうと思いますので、その点についてまず確認した上で、最終的にこのテーマをご確認いただいたということにしたいと思います。資料7の4以降のところ、ご説明いただけますでしょうか。

**【企画経営課長】** それでは、ご承認いただきましたテーマに沿って、資料7の4「協議の方法」についてご説明いたします。

こちらも案という形であらかじめ書かせていただいておりますけれども、協議内容に応じて作業部会を設置いたしまして、定例会に向けた実質的な協議及び提言を取りまとめのための資料調整を行うということで、2つの作業部会を設置したいと考えております。

2の協議の視点に沿って、DXにより利便性向上に関する部会と利用者に応じたサービスに関する部会の2つの作業部会を設置したいと思っております。

部会のメンバーといたしまして、具体的な内容の協議や提言案の作成といった実務的な



ことをお願いすることから、学識経験者の委員の方と公募の委員の方をお願いしたいと思います。

こちらから案として書かせていただきましたのは恐縮ではございますが、副議長にご就任いただきました松本委員に両方の部会長になっていただきまして、利便性向上のほうは、植村委員、関根委員、橋委員にご就任いただきたいと思っております。利用者に応じたサービスのほうにつきましては、久我委員、新居委員、和気委員、赤羽委員にご就任いただければと考えているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**【小田議長】** 具体的には、議事の3番というところになるわけですが、こういった方向性で協議のテーマを進めていくということで、前もって確認させていただきました。

それでは、よろしいでしょうか。協議テーマ、ご了解いただけるということで進めたいと思います。特に異論もないということで、これで確定ということにしたいと思います。

それでは、2つ目の議事に進みたいと思いますが、今後の協議ということ考えた場合に、この「都立図書館のデジタルトランスフォーメーションとその先にあるサービス」について、2つの視点があるということをお先ほど確認していただきました。そこで、これらに関係いたしまして、それぞれの観点について、これからの協議の参考とするために、委員の中からお二人の方に発表をお願いしたいと考えております。よろしいでしょうか。

それではまず、関根さんから、「都立図書館のユニバーサルデザインとDX（デジタルトランスフォーメーション）について」というテーマでお話を頂けたらと思います。関根さん、ご準備よろしいでしょうか。

**【関根委員】** 関根でございます。しゃべり過ぎるところがあるかもしれません。そもそも今日、参加第1回目で突然プレゼンというのなかなかすごいなと思ってお受けした話ではあります。本来私はユニバーサルデザインやジェロンテクノロジー、高齢者や障害者のICT利用が専門なので、植村さんがいらっしゃるところでDXについてしゃべるのもどうかと思いましたが、この数年、考えていることをお話ししたいと思っています。

皆さんもよくご存じだと思いますが、数年前に「エクス・リブリス ニューヨーク公共図書館」という映画がありましたね。私はこれに本当に衝撃を受けました。岩波ホールに座布団を持って2回、見に行きました。市民を知恵と情報で強くするのが図書館であるという、図書館の原点を思い出させる、そういう映画だったと思います。

この中では電子書籍やWi-Fiの貸出しなども進めていました。日本の図書館はどちらかと

いうと紙に依存し過ぎるところがあって、デジタルとか電子書籍という毛嫌いするところがありますが、その違いにも感動しました。

図書館のプログラムの中には、視覚障害者に対するサポートもたくさんあります。また、手話でプレゼンをするときにどうすれば表情がもっと豊かになるかといったセミナーもやっていました。市民の多様性を理解したユニバーサルデザインに感動しました。

中でもすごかったのが、人間Googleと言われているレファレンスのサービスです。何を聞かれても、即座に正確な書籍を紹介していくのです。他にも、例えばがんになった方が自分の病気について正確な情報をどうやって知るべきか学ぶシーンもあり、これが図書館の本来の姿だと思って見ていました。

では、図書館のDXはどうあるべきかについてお話しします。これについて基本的には私は「3つの1（ワン）」という言い方をしています。Digital 1st（デジタルファースト）、1 Stop（ワンストップ）、Once only（ワンスオンリー）、この「3つの1」を必ずルール化することを基本的にお願ひしています。

私は各省庁やいろいろな自治体にUDなDXをお勧めしてきました。DXの基本として、まず皆さんたちのお仕事のプロセスややり方を、完全にデジタルで見直すというところから始めてくださいとお伝えしています。BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）で仕事そのものを見直すのです。これが最初なのですね。

電子政府のユーザビリティに関し、内閣府で各省庁CIOの皆さんたちと仕事をしてきた中でも、これが基本でした。紙はもう要りません。押印もしないでください。お仕事の仕方を根本から変えるのです。職員の皆さん全員が完全在宅勤務でも、何人かがニューヨークに住んでいても、東京都立図書館の仕事は回っていくのです。それぐらい仕事の仕方を根本的に変えていただきたいと思っています。お仕事の仕方が1つ目の1、デジタルファーストです。

2つ目が、ワンストップです。図書館が都民に対して提供しているサービスプロセスを全て一回で済むよう、見直してください。検索、レファレンス、利用予約、返却、評価など、いろいろなものを全てワンストップで家からできるようにしてほしいのです。また、ワンスオンリーも重要です。何度も何度も同じ入力をしなくてよいように、データはきちんと共有され、サービス間で利用できるシステムにして頂きたいと思います。

今後、電子書籍を増やして下さるという話は大変すばらしいと思うのですが、本来これを借りる仕組みがあれば、もう図書館に来る必要は一切ないはずなのです。今、神奈川や横

浜で図書貸出しのシステムを作っていますけれども、なぜ全国でばらばらなものを作のでしょうか。私はものすごくもったいないと思っています。

名古屋では、図書館カードをスマホアプリで使えるようにしました。それは良いことですが、これも本当は全国共通で使える同じサービスが欲しいのです。私は、家は横浜にありますが、これも本当は全国共通で使える同じサービスが欲しいのです。私は、家は横浜にありますが、これも本当は全国共通で使える同じサービスが欲しいのです。私は、家は横浜にありますが、これも本当は全国共通で使える同じサービスが欲しいのです。

本人認証は基本的に二段階認証にし、マイナンバーカードも今後の自治体サービスではどんどん使うべきだと思っています。この人がちゃんと借りて返したということも確認できます。そのサービスについて自分はどう思ったのかと、アプリやウェブの中で自分のマイページからちゃんと評価し、課題があれば指摘し解決策を提案できるような仕組みが欲しいのです。宿やレストランの評価サイトと同じです。このようにユーザーの声を集めなかったら、図書館のサービスは向上しないと思います。これもワンスオンリーですね。同じサイトで借りたり評価したりできることが望ましいのです。

また、デジタルという点では、電子書籍を避けては通れません。特にアクセシビリティの観点では、読書バリアフリーや、教科書の電子化は必須となります。

ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、能力、体格などに関わらず、より多くの人ができるだけ使えるよう、最初から考慮して、まち、もの、情報、サービスを作り出すという考え方と、それを<市民が共に作り出すプロセス>のこと」です。

ユニバーサルデザインは、わが国の基本政策でもあります。デジタル庁では、アクセシビリティとユニバーサルデザインを前提に、という共通理解ができてきています。慶応の村井先生など頑張っていたので、政府の会議などでも、ユニバーサルデザインという言葉がかなり普通に聞かれるようになってきました。

私も各種の雑誌や新聞などに「DXはUDを前提に」という記事を書いています。

ICTのユニバーサルデザインについてお話ししましょう。まずは本のUDです。欧米では、新刊書は、紙と同時にデジタルでも出すのが普通になってきました。この写真はKindle Fireですが、海外では本をこのような電子ペーパーで読むことが今ではごく普通です。出版の最初から、紙とデジタルは併存しています。実は海外では、この機械には美しい音声読上げ、いわゆるTTS (Text to Speech) や拡大、フォント変更などのユニバーサルデザインの機能が最初からついています。そのため視覚障害や学習障害の方、高齢者にも大変喜ばれています。しかし残念ながら日本ではこれはiPhoneのKindleアプリでないと音声

が出ないという、非常に悲しい状態になっているのです。欧米では、障害者にアクセシブルでない製品は、作ることも買うことも禁止なのですが、日本にはそのような法律がないため、情報アクセスは保障されていません。

ウェブサイトをユニバーサルデザインにすることも、各国では義務化され、かなり進んでいます。NDLのサイトは、とてもUDになってきました。カラーユニバーサルデザインやUDフォント、動画の扱い、ALTタグなど、理解すべき点はいろいろありますが、わかっ  
てしまえばそれほど難しくはありません。全てのサイトでUDを義務化すべきです。

図書館のアクセシビリティに関しては、大事な法律が2つできています。

1つ目は、2016年の障害者差別解消法です。私はこの「差別解消」という言葉が本当は好きではありません。英米やオーストラリアなど、ほかの国は全部「差別禁止」法になっていて当事者の権利を守るものなのですが、日本では周囲に理解を求めるとい  
う法体系になっているのです。しかし、アメリカに遅れること30年、図書館の建物やサービスはこれ  
でUD化しましょうということがやっと決まったので、何とか日本でも進んでほしいと思  
っています。

2つ目は、2019年の6月に決まった読書バリアフリー法です。コンテンツのUDは、  
これで加速していこうという方向が決まったのです。日本でもやっとここまで来たかと思  
うと、感無量です。

差別解消法では、公共図書館は「差別的な取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の両方  
ともが、義務となっています。今年、私立図書館や個人書店に至るまで、合理的配慮の提供  
が義務化されました。

この解消法は、図書館サービスにも当然適用されます。図書館を使いたいのに、加齢や障  
害で使えないというのは、差別とみなされます。何とかしてその人たちがちゃんと本を読め  
るよう、その人の読書権を守りましょうというのが、この法律の趣旨です。

「あなたはあなたの食べたものでできている」と言いますが、私はこれを読み替えて、「あ  
なたはあなたの読んだ本でできている」ということを学生たちによく話します。家に蔵書が  
多い学生は成績がいいと言われますが、これは鶏と卵だと思います。

「差別的な取扱いの禁止」とは为什么呢？例えば、身体障害者が補助犬を連れてき  
たとします。「すみません。犬は入れないのですけれども」これはNGです。補助犬はペッ  
トではなく、目や手の代わりでありいわば身体の一部なのです。補助犬法をよく読んで理解

してください。また障害がある人への対応を、後回しにしてもいけません。「今、忙しいからちょっと後に来てください。」という対応は駄目です。これは図書館の人は、必ず覚えていただきたいことです。

では「合理的配慮の提供」とは何でしょうか。これは要するに、その人がどうしてほしいのかを聞いて、提供することです。相手が何をしてほしいのかを確認した上で、その人が一番「これがいいよ」というのを選ぶことなのです。例えば聴覚障害の方への情報保障として手話通訳をつけました、と言われることがあります。しかし、手話がわからない中途失聴の方かもしれません。字幕の方がいい場合もあります。同様に全ての視覚障害者が点字を読むわけでもないの、音声の方がいい場合もあります。その人が望む方法を確認した上で、最適な方法を選ぶことが大切です。

コンテンツに関しては、読書バリアフリー法が2019年の6月にできました。文科省が、とてもかわいいパンフレットを作ってくれましたね。

以前と何が変わったのでしょうか。紙とデジタルの両方で、読めるようにしようというのが基本的な考え方です。大活字本、LLブック、「やさしい日本語」などの書籍も増やし、DAISY、マルチメディアDAISY、ePub、電子書籍、こういうアクセシブルなデジタル書籍もどんどん増やしていこうというのが、読書バリアフリー法の基本なのです。

読書バリアフリー法は、ネットサービスにも言及しています。点字DBであるサピエ図書館や、NDLのデータベースにもアクセスできるようにしています。私はかつて日本IBMという会社で「てんやく広場」や点字編集システムの開発にかかわっていました。それが今ではサピエ図書館になっているわけです。この仕事を始めた30年前から、デジタル化の必要性をしみじみ感じていました。英語の辞書1冊を全部紙の点字本にしてしまったら、壁一面の本棚でも足りないのです。入試や試験のときに、辞書を持ってきてよいと言われても、誰も運べません。デジタル化すれば薄いノートPCで持ち運べるのに。だからデジタルにしていこうというのが始まりだったのです。

また、読書バリアフリーと電子書籍の状況についての経産省の報告書も出ましたので、これも参考になさっていただければと思います。

では、他国ではどのような状況でしょうか。まず教科書のアクセシビリティについて説明します。

初等中等教育の教科書についてはかなり温度差があります。欧米では、いわゆるPrint Disability（印刷物障害）に対し、国全体で取り組んでいます。印刷物を読めない人は視覚

障害者ではありません。例えばDyslexia（識字障害）と呼ばれる学習障害の一種は、文字だけが読みにくいというものです。日本で教育を受けるのを諦めて、イギリスで教育を受けて、立派な建築家になって帰ってきた方もいました。こういう子どもたちへのサポートは、残念ながら日本ではほとんど行われてきませんでした。

肢体不自由でページがめくれない、弱視で見えにくいというのも印刷物障害の一種です。米国では、高校以下の教材・教科書を全てNIMAS（National Instructional Materials Accessible Standards）という名前の統一フォーマットで作ることを、2004年から出版社に義務づけています。このデータはNIMAC（National Instructional Materials Access Center）という国のセンターで一括管理されて、指定利用者無料でダウンロードすることができます。

日本はどうでしょうか。マルチメディアDAISYなどで教科書データを受け取るとは可能です。6つの団体がボランティアで活動しています。東大先端研の近藤先生のAccess ReadingやEDGEなどですが、この作業をボランティアワークに頼っていていいのでしょうか？2024年には、デジタル教科書の無償化が始まりますが、これが果たしてUDになるのかどうかはまだわかりません。本当にワンソース、マルチユースという形で使えるのかどうかというのは、まだこれからです。

高等教育はどうでしょうか。サピエ図書館はいわゆるBES（Braille Editing System）というソフトで書籍をデジタル点訳したものです。視覚障害者にとっては大変便利なものですが、ここに蓄積されているデータは文学や実用書が中心なので、大学の講義で使える専門書は少ないのです。

各大学の障害学生支援センターでは、教科書や参考書をテキスト化しています。でも、先生が「この本のこのページだけテキスト化して」と頼んでくることが多いのです。そうすると、学生ボランティアがテキスト化するので、校正が完全ではないし、専門書の一部だけであれば、そのままではNIIのリポジトリなどに入れられないのです。せっかくデジタル化したのにそのファイルをもう使わないからと捨ててしまうのは、あまりにもったいないです。SDGs的にもよくないので、なんとか生かそうという動きも出てきています。また、高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP：京都大学等）などで、テキスト化の方法を共有化したりして、標準化を図っています。

皆さんにぜひ知っておいていただきたいプロジェクトがあります。日本では全然知られていないのですが、BOOK SHAREというものです。Read Your Way、あなたが読みやすい方法

で読んで、というのがモットーで、障害児者に本をデジタルで届ける活動を、もう20年近く続けています。元は紙の本をデジタル化することが中心でしたが、今では多くの出版社が最初からデジタルデータを渡しています。900社以上の出版社と契約して、104万冊以上の電子書籍を障害児者に届けているのです。

ここでは、あらゆる書籍を最初からUDにすることを目指しています。Born Digital = Born Accessible というのが、彼らの理想です。ベネテックという優れたIT企業と一緒に動いていますが、ここは特殊な電子透かしの技術を持っています。このDRMをつけて書籍データの違法な流出を防止しています。障害のある子ども、親、教師、学生からの依頼は基本的に無料ですが、高齢者や成人の障害者など一般市民は年間50ドル払えば希望の本をデジタルで読めます。デジタル化を依頼された紙の本は、正規に購入され、その後、いわゆる「自炊」されます。背表紙をカッターで切って、OCRでテキスト化し、複数の綿密なプルーフフリーディングで校正されます。完全なテキストにして電子透かしを入れ、ほぼ1週間以内に障害児者の手元へネットで届けるのです。これを世界中で行っています。フランスは同じようなことをフランスのNDLで行っています。なぜ日本ではこれができないのかといつも思っています。

他国ではなぜこのような書籍のUDが可能なのでしょうか？アメリカの場合は1986年に制定されたリハビリテーション法508条が重要です。アクセシブルでないICTは、行政は買ってはいけない、企業は作ってもいけないというものです。PCやオフィス機器のハード、ソフト、Webサービス、アプリなど全てです。UDでないものを購入すると、公的機関の調達担当者が提訴されます。そのため、企業はUDなもの以外、作れなくなりました。情報アクセスというのは公民権法の中でも大変重要で、基本的な人権の一部とされています。ですから、アクセスできない機器やWebサイト、アプリやコンテンツを作ることや買うことは罪悪であるとされ、高額な賠償請求が出されたケースもあります。図書館のサービスやコンテンツも、当然この法律の下に入ってきますので、情報やサービスはアクセシブルでなかったら許されないのです。

この508条の影響で、アメリカではUDが基本になっています。学校、オフィス、図書館など公共の場では、ユニバーサルデザインは最優先事項です。車椅子の子どもが入れないような学校や図書館は、そもそも存在を許されないかもしれません。

障害のある子どもたちは欧米では普通に教育を受けられるので、大学へも進学します。障害学生は7%から15%と言われます。海外には障害者の法定雇用率はありませんが、米国

の連邦政府の障害者雇用率は7%以上と言われます。日本では2%も達成できなくて水増し事件も起きましたね。大学の障害学生の割合も日本はやっと0.9%近くになりましたが、国際的に見るとまだ低いです。

アメリカでは、役所や企業で障害者がたくさん働いています。ホワイトハウスに行くと電動車椅子や盲導犬ユーザーを普通に見かけます。手話が第二外国語として認められている国も多く、手話ができるホワイトハウスの高官たちは、文化度が高いとみなされます。多くの障害者がそこで共に働くため、ICTや製品はもとより、あらゆる書籍や書類やコンテンツや放送が、全てUDであることが必要とされるのです。Born Digital = Born Accessible、これが本当に合言葉になっているのですね。EUも508条と同じようなEAA (European Accessibility Act) というのを2019年に作りました。今、各国が国内法の整備をしているところです。

もちろん日本でもUDを頑張っているところはあります。放送大学のテレビ映像の中で紹介した「あかし市民図書館」の例などは、いろいろなニーズのあるお客さんに対し、行き届いたサービスをしています。多様な情報保障は当たり前です。子ども向けのプログラムも充実しています。ぜひこういう視点で、ご自分の図書館を見ていただければと思います。

今回のようなユニバーサルデザインに関する国内外の事例は、「ユニバーサルデザインのちから」という私の本の中で紹介しています。これは慶応大学の環境情報学部の入試問題になりました。

スタンフォード大学の障害学生支援センターで、障害のある学生の数など数えたことがない、だって学内の建物やバスなどがUDなら、特に支援する必要も薄いからと言われたときの衝撃を書いています。障害とは、個人の医学的なモデルによるのではなく、環境がUDでないことによりもたらされる社会的モデルなのです。ぜひ読んでいただければと思います。

ちょっと駆け足でお話してきましたけれども、私は、図書館はみんなのもの、全てのひとのものだと思います。そして、今日ここに集まっていらっしゃる皆さんも、5年後、10年後には必ずそれだけ歳を取ります。歳を取ると、必ずどこかに障害が出ます。軽度重複障害者になるのです。

私の連れ合いは、補聴器がなかったら全く会話ができなくなりました。手帳は持っていませんけれども、明らかに障害があるといえます。私は両足に人工関節を入れているので、歩けますが一応手帳を持っています。高齢社会とは、そういう人々が社会のマジョリティにな



る状態を指します。日本は2005年以降世界一の高齢国家で、今後50年は、トップを独走し続けます。この膨大な量の、軽度重複障害者の日本人が、図書館とそのサービスを幸せに使える、そのための図書館のDX、図書館のUDを進めていただきたいと思います。

これは参考にしてほしい私の著作一覧です。

さっきお話ししたNIMASやNIMACに関しては、下から2番目に「情報社会のユニバーサルデザイン」という放送大学のテキストがあり、ここで東大の近藤先生が細かく書いていただいているので、参考にしてください。

というわけで、DXについて話をすべきなのか、それともUDについて話をすべきなのかちょっと悩んだのですけれども、どっちもカバーできるような内容にしようと思って、今回DXのUDというテーマでお話をさせていただきました。

ぜひ皆さんの忌憚のないご発言を頂けるとうれしいです。以上です。

**【小田議長】** ありがとうございます。今、手を叩くボタンがどこにあるか探していたところでした。

すごく面白い話を聞いて、何かコメントせよと言われてはいますが、もうコメントなんかいらぬよね、と個人的には思うくらいです。

コメントではないのですけれども、ユニバーサルデザインとデジタルトランスフォーメーション、このテーマでお話しいただくということを初めお聞きしたときに、どういう方向で話されるのかなと個人的には関心を持ちました。

というのは、しばしば技術的な話のことがデジタルトランスフォーメーションというと前面に出るきらいがあって、図書館の世界でそれを技術的なところだけで捉えてしまうと話が随分狭くなるなと感じていました。しかし、今日のお話を聞いてやっぱりそうではない方向にちゃんとしているというところがすごくうれしくなりました。ありがとうございました。

それでは続きまして、新居さんからお願いしたいと思います。「都の在住外国人の現状と図書館ができること」というテーマでお話を頂きたいと思います。これは2つ目のテーマのポイントというところにも関係するところかと思えます。新居さんのおはこだと聞いておりますので、よろしく願いいたします。

**【新居委員】** では、パワーポイントを共有しながら行きたいと思います。よろしく願いいたします。

私は、NPO法人CINGA（国際活動市民中心）というところでコーディネーターをし

ている者です。

私どもの組織は2004年にできた組織で、全国、そして都内を含めて、外国人の方々に支援する専門家の組織です。どういうことかと言いますと、うちの職員を含めて、皆さん専門職です。例えば弁護士とか行政書士、心の相談というのは精神科医とか、労働相談員など、日本で暮らす外国人の方々が困ったことが起きたとき、専門的な力を借りて解決していく必要があるのですが、一方で、在住外国人の案件を扱える弁護士さんは日本には1,500人ぐらいしかいらっしゃいませんし、同様に外国語を使って診療ができる精神科医というともっともっと少ないのです。

そういった方々が、ネットワークを使って外国人の方々に対しての支援を行おう、同時に、自分が本職としてクリニックをやる、弁護士事務所をやるのだけれども、プロボノとして、自分の専門性を生かして、その力を使ってボランティア活動しようということで、2004年にできた組織でございます。

ただ、皆様ご存じのように、日本に暮らす外国人の方々はものすごく増えてきておりました、2018年に入管法が改正されまして、特定技能という在留資格ができました。これは簡単に言いますと、今までは非常に高度なレベルの技能を持った方しか日本に滞在できなかったものが、熟練工の人たちも日本に暮らして仕事をしてくださいという形になったのです。それによって、今、出入国在留管理庁という庁ができて、そこが今までは管理しなかった外国人の領域を支援するというのができて、今、政府全体で在住外国人の支援に取り組んでいます。

そんな中でCINGAも長年細々と活動してきたのですけれども、ここ10年ぐらいは非常に大きくなってきて、私を含め職員は60名ぐらいいるNPOになっています。

では、何をしているかと言いますと、ここに出ているのですけれども、国がやっている外国人相談センターというのは、実は例えば時計の方向の5時のところに「外国人技能実習機構母国語相談」と小さな字で書いてありますが、技能実習生とお聞きになったことがあると思うのですが、そういった方々に対しては技能実習法という法律があって、その法律の中で、困ったことがあったらどんなことでも相談していいよというセンターの設置が義務づけられています。そのセンターは技能実習機構というところが作っているのですが、実際はそのセンターは外部委託されているのです。その委託先が私どもCINGAになっています。

同様に、7時、8時の方向に東京出入国在留管理局主管の「東京開業ワンストップセンター」とか、真ん中のところに「外国人総合相談支援センター」という名前がありますが、結

構国の大きな相談センター自体は私どもC I N G Aが受託をして、相談対応を行っております。ですので、恐らく今回こちらの委員に選ばれているのは、東京都内、そして全国を含めて、外国人の相談センターというのをやっている中で、一体どういうことに困っていて、その方々がもし図書館を利用できていないとするならば、こういった方向性を示していけば図書館の利用につながっていくのか、そういったことを発言することを求められて、今この席にいますと思っております。

もう1つ、この表のオレンジ色のところに「東京都外国人新型コロナ生活相談センター」と書きましたが、今コロナの状況も大変厳しい中で、昨年1年間かけて東京都はコロナに特化した外国人のワンストップ相談センターを立ち上げておりました。

そこでは、56万人いる都内の外国人の中で、5,600件の相談を受けました。つまり、100人に1人の方がご相談してこられたということですね。どれほどに外国人の方々がお困りなのかというのが、恐らく日本人の方より圧倒的に外国人の方々はそういった情報が届く距離が遠い。もし届くのであれば、私どものような専門のところにつながってこられる方が多いということが見えてくるかなと思います。

では、そんな私たちC I N G Aのコーディネーターといたしまして、今から都内の外国人がどういうことに困っているのかということと、今まで図書館がされてこられた在住外国人、都民の外国人の方々に対するプロジェクト的なものを少し総括した上で、コメントを出せたらと思っています。持ち時間が20分と聞いていますのでかなり早口になりますが、お許してください。

これはよく使われる表ですけども、日本人と外国人との年齢の階級別割合を示しています。簡単なことを言いますと、外国人は15歳から39歳までのところにピークが来ている、圧倒的に若い人が多いということが挙げられます。

例えば、東京都内で外国人比率が一番高いまちは新宿区なのですが、新宿区の20歳の人口だけを輪切りにすると、49%外国人です。私がおの場合で言う外国人というのは定義がありまして、出入国及び難民認定法という法律が昭和26年になるのですが、その法律で「外国人とは日本国籍を有しない人をいう」と定義されています。

一方で、日本国籍だけれどもずっとアメリカで大きくなってきて日本語が得意ではありませんという人もいますし、お母さん外国人、お父さん日本人という方もいらっしゃるの、私たちが捉えるとき、この「外国人」という視点もちろん大事なのですが、同時に「外国につながる人々」ということで捉えることも多く行われています。

今、日本は288万人、これは2020年6月で少し古いのですが、コロナで少しだけ下がっていますけれども、これからも増加は見込まれるとされています。

こちらは東京都内の人口、外国人54万6,436人で、中国、韓国、ベトナム、フィリピンという順番になっています。よく一般的にこういった何人が何人住んでいるのかということの数字が出されますが、こういった数字はあまり重要ではありません。

何を言いたいかといいますと、この中国人の中の方でも、例えば大学の先生として来たり、一方でほとんど日本語ができない状態で留学という在留資格で来ている人もいれば、例えばベトナム人の中でも技能実習生もいればお医者さんもいらっしゃるわけですね。その何国人かということよりも、私たち一人一人が捉えているのは、その人がどういう形で日本に滞在しているのかということをつまないと、本当の意味での外国人の状況というのが分かってこないと思われます。

ただ一方で、昔は中国、韓国、朝鮮が多かったのが、ベトナム、フィリピン、ネパールというのが東京都内において圧倒的に数字が多くなってきているのは事実として上げられます。

これは、東京23区の在住外国人数です。これもよく使われる数字ですが、何人外国人が住んでいるのかということですね。ただ私たち外国人支援をしている組織から見て大事な数字は、こちらになります。そのまち、その区に全部で何人住んでいて、そのうち外国人の割合は何パーセントなのかということが大事になってきます。

例えば、世田谷区というのは外国人数が多いのですけれども、日本人の数も多いので、割的にはぐっと下がってきます。一方で、新宿区は日本人の割合に対して外国人数が多く、11%を超えています。日本全国の平均値が2.2%です。大体、集住、多いねと言われる地域は、3%を超えてくると多いと言われています。そういった意味で、東京都内というのは少ないところでも3%を超えていますので、かなり自治体における外国人比率が高いということが言えてきます。

よく新宿が多いのはよく分かるのですと、では、日本で一番どのまちが多いのですかと聞かれると、実は長野県だったり、北海道の村で外国人比率が圧倒的に多いことが出てきます。

なぜかという、人口600人の村でレタス栽培をされていて、そこに技能実習生が200人入っていたら、それだけで30%を超えていくわけですね。ですから、そうなったら、その村にとっては外国人というのはものすごく大きな課題なわけです。それは、課題であり、

チャンスでありということですね。社会として、まちとして取り組まなければいけない状況になるということですね。

そういったものが一般的には、平均値より高いとその自治体として取り組みやすくなる、理解が得やすくなると言われていました。

では、外国人の人はどんなことに困っているのかということですね。いろいろなところで調査が行われています。

これは港区の調査を持ってきましたが、一番多く出てくるのは、日本語の読み書きです。読み書きができないと答える人が多いです。

一方で、大事な特徴に、特にないと答える人もたくさんいらっしゃるということに言及しておきたいと思います。外国人イコール困ったと捉えがちですが、困っていない人もいっぱいいらっしゃいます。

では、その困っていない人たちを分析していくとどうかというと、多くの場合が留学生とか、技人国（技術・人文知識・国際業務）と言われるサラリーマン、ビジネスパーソン。そういう方々が単身で暮らしていらっしゃる場合が多いです。

一人自分のマンションと職場とを往復する。自分のアパートと日本語学校を往復するという生活の中では、さほどに困ったことは起きてきません。ただ、その方々が、例えばパートナーを見つけて、例えばお子さんを妊娠したとなったときから、病院に行って、今度母子手帳をもらってきてくださいと言われたときに「母子手帳って一体何ですか。それはどこでもらえるのですか」、こういうふうな生活の広がりが見えた瞬間から困ったことが起きてくる。ご家族として滞在されることが増えてくると、困ったことが増えていくというのが、数字からも分かっています。

そんな中で、よく私たちが外国人の困った3つの壁があると言われていました。1つが「法律・制度の壁」、2つ目が「ことばの壁」、3つ目が「こころの壁」と言われるものですね。

まず「法律・制度の壁」というのは、在留資格というものによる制限です。と同時に、在留資格というものを知らない日本人が多過ぎて困ってしまうということです。

ここにいらっしゃる皆さんに質問があるのですが、在留資格、よくビザと言います。正確にはビザと在留資格は違うものなのですが、日本における在留資格は何個あるかご存じでしょうか。知らないですよ。正解で言うと、29個あります。でも、多くの方は日本人で、日本人が日本に滞在するためにビザを持つことはないのです、そのビザの種類というのを知っている人はほとんどいないわけですね。

ただし、例えばここで問題があります。今、コロナ禍において、非常に生活が厳しい方々がたくさんいらっしゃって、国がセーフティネットとして生活保護のことを言っていますが、では外国人の人は生活保護がもらえるか、もらえないか。

こういうのはよく私研修のときに質問するのですけれども、多くの方がもらえるほうにも手を挙げるし、もらえないほうにも手を挙げられるのですが、正解は、この表で言うと、緑色の色がついている在留資格を持っている人はもらうことができる。例えば永住とか、日本人の配偶者、定住者。

一方で、青色の方々は就労系の在留資格なので、例えばどれだけ大学の先生をされていても、その方が仕事をなくしてお金がなくなったとしても生活保護はもらえません。国から帰ってください、出ていってくださいという扱いになります。

でも、一方で、薄いブルー「特定活動」という在留資格があるのですが、例えば難民申請中の方とか、そういう方がこういうビザを持つのですけれども、ではこの人は在留資格これだけでも、生活保護はもらえるか、もらえないかという、例えばある市はもらえます。ある区はもらえませんかというふうに、自治体の裁量によってきます。こういうことが在留資格による制限なのですが、非常に難しいです。これは非常に難しい運用がなされているので、これの専門職は誰かという、弁護士と行政書士になります。

そして同時に、こういう外国人に関する生活の部分に在留資格は絡んでくるけれども、一般の対人援助職の方はこんな在留資格のことは分からないので、それを聞ける場所として、全国に今、214か所の外国人ワンストップ相談センターというのが自治体によって作られています。もちろん東京都にもあります。新宿にもあります。かなり大きなまちでは整備されていて、全国で214か所、こういった在留資格のことに詳しい相談員がいて、外国人本人からと同時に、自治体のサービスを提供する職員からの相談などを受けながら対応しています。

もう1つ「ことばの壁」というのを書きました。これはどういうことかという、日本には今300万人弱の外国人が住んでいらっしゃいますが、国の施策として、言語保障というのは行われていません。

ここでいう言語保障というのは、例えばドイツだったら600時間、フランスなら200時間、ドイツに移民として暮らすのであればドイツ語を勉強してくださいと、そういったものをコミュニティカレッジやソサエティとして提供しているのですね。でも、日本というのはそういった移民政策を取られていないので、言語保障というのはされていません。

ではどうかというと、日本にやってきた外国人の人は、独学で日本語を勉強します。独学で勉強するときに、その日本語学校に50万、60万払って入る人はめったになくて、多くの人は仕事をしながらとか、家族との会話から勉強する。耳から勉強するわけですね。そうすると、日本にもう20年住んでいます、そういう方々が日常会話はできる、問題なくしゃべられる、だけれども読み書きができないという人がものすごくたくさんいらっしゃるわけです。識字の問題なわけですね。

一方で、日本という国は、大事なことほど手紙で来ます。今回のワクチンの件も、手紙で来ています。でも、文字が読めない人にとっては、その封筒が、例えばワクチン接種のお知らせなのか、ただの携帯電話のDMなのか分からないわけですよ。大事か大事ではないかが分からずにずっと積んである状態。そして申請主義、自分から動かないと恩恵が受けられないことが多い中で、前に進まない。そして、そういったものを日本人の、または日本語母国語者の方だったら見た瞬間に分かるのです。これ大事、大事ではないと。それを聞ける人がいたらいいのですが、なかなか聞ける人がいない。周りに声をかけられる人がいないということが、この課題の中で出てきている「こころの壁」となっています。

そして、もう1つ「こころの壁」があるのは、外国人は日本という異国で暮らしています。異文化で暮らしています。それゆえに潜在的に異文化ストレスというのがたまっているのです。ストレスとして。そこに交通事故に遭った、そこで離婚するとなったら、既にあるストレスのコップにさらにまたストレスが加わるので、心の不調を来す人が非常に多い。外国人支援をしていると、窓口などにとても怒って来られる方々が多いのです。それは、ふだんの差別とか、ふだんのストレスというものの中の表れというのがあるので、先ほどのワンストップセンターは、もちろん情報提供や相談と同時に、傾聴というのをやっています。母語で話を聞く。こういったことも提供されています。

では、「ことばの壁」というところで、よく今日本では、いろいろなツールを使って多言語支援が行われています。これは世田谷区の統計から持ってきたのですが、もし世田谷区内に住む外国人の方の第1言語で情報を提供しよう、つまり89%の外国人に世田谷区で多言語情報を提供しようと思ったら、13言語提供しないと89%に届かないわけです。

今、東京都内には160を超える国と地域の人が住んでいて、言語だけで考えると200から300使っているだろうと言われています。多言語化というものは非常に大事なツールなのですが、やっぱり限界があるということですね。そういった限界があるときに、今どうしているか、図書館でどうしていくのかということを考えたいと思います。

今回、私はDXではなく、外国人の困ったをアナログの部分から攻めていきますので、これからの議論でよりDXとの融合点を見つけていければと思うのですが、今、図書館がいろいろな取組を既にされています。どんな取組かというと、例えば各種サインの英語表記、ピクトグラムの導入、デジタルサイネージとかも作っていらっしゃいます。あと多言語対応職員の配置、指差しマニュアルの作成。外国人の方向けの図書館ツアーとか、特別なコーナーの設置。多言語絵本の収集、読み聞かせイベントなどというのを行っていらっしゃるのですが、でも、私はこういったプログラムを見ながら思うのは、もう一步必要な視点があるのではないかなと思っています。それを4つ挙げました。

1つが「やさしい日本語」というものの導入です。先ほど160の国と地域の方が住んでいるとお伝えしましたが、私たち日本に暮らしている外国人の共通言語は何かというと、日本語なのです。よくここが英語と言われる人がいらっしゃいますが、アジアの方々が圧倒的に多い中で、例えば東京都内で英語を第一言語とする方は2割もいらっしゃいません。8割の方々は違う言語なわけです。では、第二言語が何かというと、日本語という方々が多いわけですね。だったら「やさしい日本語」というのを取り入れるべきではないだろうか。

2つ目に「外国人の要望にそった母語書籍の収集」と書いたのですが、私の周りには、例えば日本に途中来日した子どもたちもたくさんいます。そういった子たちが学校で、自分の母語ではない日本語で一生懸命勉強しています。でも、彼らは言うのです。「私、図書館に行ったときに、自分の国の言葉でハリーポッターを読めるのがすごくうれしい」と。図書館というのは、子どもの学びの場としてだけではなくて、子どもの居場所づくりであるというか、自分の母語で読みたい本を読むことができる、ことばの安心をえられる図書館はものすごく意味があると思うのです。

ただ、一方で日本というのは、例えば私も経験したのですが、「こういう図書を入れてほしい」とお願いしても、「同じ書籍が日本語でないと内容が確認できないので入れられません」と言われるのです。タイ語でとか、ハリーポッターはタイ語も入れられる。なぜかという、日本語もあるから。でも、翻訳した図書がないと内容確認ができないからということで、拒まれてしまうのです。こういうことは本当はデジタルトランスフォーメーションで、いろいろな情報を集める中ですぐにできることではないか。

外国人の人が読みたいという本、それは大人が読んでほしい本ではないのです。子どもや若者たち彼ら自身が読みたい本の収集というのはすごく大事なかなと思います。

そして3つ目、外国人の方にワンストップセンターを作って提供していますが、非常に遠



い存在です。一方で、図書館というのは、町の中心にあつて、非常にアクセシビリティが高いところにあつたりします。そういったところに行ったときに、外国人の方の生活情報であるとか、多言語の情報などを市役所だけではなくて、図書館などに置いておいて、もしかしたら図書館司書の人が正確にその情報をちゃんと伝えてくださる役割などというのが本来あつたらいいのではないかなと思います。

そして、もう1つ大事なのは、外国人の方々にとって図書館というのは、非常に遠い存在の方と、近い人がいらっしゃいます。それは何かというと、その人自身が母国でどういうリテラシーを持って生活をされてきたのか、母国の図書館の状況がどうなのかというのは非常に反映しています。ですから、その外国人の方にとってもともと図書館が遠い存在のところにとって、いきなり外国人を連れていってもなかなか難しいですね。そのプロセスに対して、外国人の方を支援する方々もたくさんいらっしゃるので、そういう人とペアと一緒に活動していく中で、より近い存在になっていくのではないかなと思っています。

ここで「やさしい日本語」というものを少しご紹介しておきます。どっちが易しいですかというと、完全にこれはBですね。「土足厳禁」と言っても分かりません。「高台へ避難してください」と言っても分かりません。「高いところへ逃げてください」と言うのと分かるのですね。これが「やさしい日本語」です。港区の調査では、約6割から7割の方が「やさしい日本語」なら分かるとおっしゃっています。

そして、国も、去年「やさしい日本語」のガイドラインを出しています。こういったガイドラインを基にすると、どうお話をすれば、どう書けば分かりやすいか、これはユニバーサルですね、出ていますので、こういったものも図書館で積極的に利用していただきたいと思っています。

調査を見ていると、多言語化に対応できる外国語ができるスタッフがないというのが結構、図書館で出てくるのです。私も日本語しか話しません。でも、「やさしい日本語」のプロですので、誰とでも話せます。図書館の方がこういうふうになれば、日本語母語者だったら、練習したらしゃべれるようになるので、こういった視点を持っていただけたらなと思います。

これが最後です。よくまちで外国人の方々と日本人の方がペアになって活動しています。よく外国人の方は、まちの施設が分からないから、実際に行きましょうということで、日本人の人と一緒に往ったりします。これもある施設、子ども子育て施設に外国人の方と日本人の人がペアで行ったのです。

後ろ向きの方、館長さんですけれども、おっしゃっていました。パンフレットも多言語化しました。ホームページも多言語化しました。でも、外国人の人、ほとんど来ません。ここは赤ちゃんがいるお母さんやお父さんが来る施設なのですが、全然来ないのですとおっしゃったのですね。

よくよく見たら、この右側のこの辺りに「初めての方は職員に声をかけて下さい」と日本語で書いてあるのですよ。つまり、そこの施設に外国人が一生懸命入っていても、その声かけをしないと窓が開かなくて利用者登録ができないのですね。その声かけ、呼びかけをする掲示物が日本語で漢字混じりで書いてあるわけです。ここがバリアなわけです。だから、図書館に外国人が来ないという意見も聞くけれども、何か小さなバリアがあるのではないかと、そういったものを見つけてこないと、幾ら外側に多言語化で情報発信しても、中に入るときに段差があるのだということですね。それを見つける取組をしていかないと、なかなか難しいかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

【小田議長】 新居さん、ありがとうございました。

お話を聞いていて、図書館界の多文化サービス、もう一度根本的に見直したほうがいいのではないかと、そんなことをちょっと感じました。

とりわけ、今回の協議テーマで、利用者に応じたというフレーズがあるわけなのですけれども、そこが今日、今新居さんの話を聞くと、結構きちんと捉えないといけないなということに正直思いました。本当にありがとうございました。

それでは、関根さん、新居さんのお話、これからの協議に生かしていきたいと考えます。

3つ目の議事ですけれども、先ほど少し作業部会ということについて既に触れていただきましたけれども、改めて確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、議事の（3）というところで、作業部会の設置でございますが、先ほど一度申し上げましたけれども、今後につきましては協議の視点ということで、「DXによる利便性の向上に関する部会」、それと「利用者に応じたサービスに関する部会」と、2つの作業部会を設置したいと考えてございます。

副議長にご就任いただきました松本委員に両部会の部会長を担っていただきまして、「利便性向上」につきましては、植村委員、関根委員、橘委員にご就任いただきたいと思っております。「利用者に応じたサービス」につきましては、久我委員、新居委員、和気委員、赤羽委員にご就任していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

【小田議長】 資料7の4番というのがその関係になりますけれども、部会の設置とその内容につきまして、各委員からご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

松本さん、部会を束ねていただきますけれども、いかがですか。

【松本副議長】 ぜひ、そのような形で、皆さんに部会に入っていただければと思っております。

後でまた話があるとは思うのですが、協議スケジュールを見ていただくと、作業部会、もうすぐ来月ですかね。始まるということで、先ほどの協議テーマに協議の視点というのがありましたけれども、非常に簡単な記述しかありませんでしたので、論点整理のようなものが事前に皆さんにも届くような形になると協議がしやすいのかなと思っております。事務局と相談をして、事前にそのような資料をお出しして、もしかしたら皆さんに何か宿題をお願いするかもしれませんが、ぜひご協力いただければと思います。

【小田議長】 ありがとうございます。それでは、松本さんに2つの部会を束ねていただいて、これから進めたいと思います。この形で進めることをご了解願います。

議事の4番にこれから入ることになるのですけれども、せっかく今日1回目の定例会ですので、まだお声を聞いていない方が何人かいらっしゃるの、本当に一言、長くしゃべっちゃ駄目ですよ。本当に一言、この人こんな方なのだなというのが分かる程度のことを、この定例会と関わらせてお話いただくとありがたいのですが。

最初の「DXによる利便性向上部会」のほうで、お名前の順番で、植村さん、まずお願いできますか。

【植村委員】 私は学識経験者という枠で選ばれていますが、研究プロパーではなく、長い間、学術書籍出版の編集者をやっておりました。1980年代半ばから電子書籍に関心を持ってきて、今はその出版の中でも特に電子書籍を中心に研究しています。その関係で、電子図書館に関しても調査をしてきました。

電子書籍は一般の読書も増えていますが、電子書籍ならではの有効性は健常者が読むことだけではなくて、音声読み上げなどのアクセシビリティにあります。また、日本語を母語としない人にもすごく有効なのです。テキストがあれば、グーグルで自動翻訳できるので、外国人のための案内みたいなのを学生と一緒に作って、大久保の街角に立って、片っ端から捕まえて試してもらったことがありました。僕も関根千佳さんに感化されていまして、電子書籍の可能性におけるユニバーサルデザインとか、アクセシビリティということに、大変興

味あるところです。

アンケートを取ると、図書館が電子書籍を入れない理由として、コンテンツが少ないということが必ず上位になります。しかし、電子図書館向け電子書籍の点数は、すでに10万タイトルぐらいありますが、どこもそんな入っていないのです。コンテンツが少ないという最大の理由は新刊のベストセラーのことなのです。それを電子図書館として貸し出したら、出版のエコシステムを壊してしまいかねません。

僕は長く出版の実業の中にいた人間です。本が生み出されるエコシステムを重視します。私たちが本を買って、書店が経営できて、取次が本を運び、出版社が経営して、そして新しい本が生み出される。だから、図書館の圧倒的な数のある本は私たちが買うことで生み出されているということを忘れてはいけないと思うのです。このエコシステムと、実際本が読めない人たちに対してどう届けるのかということのバランス、それは先ほど関根千佳さんに紹介いただいた経済産業省の検討会で、私が座長をやったときに一番腐心したところです。

お金がないからできないのではなくて、アイデアを出して、そこをうまく実現したいなと思っています。

長くなってしまいました。よろしくをお願いします。

**【小田議長】** ありがとうございます。

それでは、橘さん、一言お願いできますか。

**【橘委員】** 今日ありがとうございます。私は公募委員としてこちらに応募したときには、もともと本が好きなのと、図書館もすごく大好きで、今回応募するに当たって、図書館の役割はどのなのだろうと考えたときに、資料の保存とか、情報の提供だけではなくて、図書館というのは、先ほど関根さんがおっしゃったように、みんなの図書館というか、本当に性別や年齢や社会的な地位とか、個人個人の属性に全く関わらなくても、みんなが1つの場所に集まれる場所、それを提供しているすばらしい場所だなと思っているのです。今後、DXとか、新しい情報技術が進んでいくにつれて、こういった多世代間の交流とか、新たなプラットフォームとしての位置づけも考えていけるといいなと思います。

民間の視点や、利用者からの視点として貢献できればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**【小田議長】** ありがとうございます。

それではもう1つの部会のほうで、久我さん、お願いします。

**【久我委員】** 久我です。どうぞよろしくお願いします。

私は、日頃、ニッセイ基礎研究所という日本生命のシンクタンクで、消費者行動、若者とか女性とかシニアとか、消費行動全般について分析をしておりますので、DXだとか、様々な観点で関わりは日頃からありますので、貢献できたらと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

【小田議長】 よろしくお願ひいたします。

続いて、和気さん、お願ひします。

【和気委員】 三重大大学の和気と申します。どうぞよろしくお願ひします。

私は図書館情報学が専門でして、特にこれまでは北欧の公共図書館における、エスニックマイノリティですとか、移民難民ですとか、少数民族の方に対する図書館サービスというのを見てきました。

今日、大変貴重なお話を伺いながら1つ想起したのは、スウェーデンにあるMTMという組織の事です。国立のSwedish Agency for Accessible Mediaという組織です。スウェーデンではそのMTMにおいて外国にルーツを持つ方への情報提供であったりとか、読みに障害を持つ方へのサポートというのも、一括してアクセシブルメディアというくくりでサポートをしまして、まさに今日のお話を聞きながら、そういった辺り、つまり単純にDXとUD、ユニバーサルデザインという話は切り分けられない、かなり重なるところがあるなということをおもいました。

そういった北欧の事例なども部会の中でご紹介させていただけたらなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは、赤羽さん、お願ひできますでしょうか。

【赤羽委員】 赤羽です。よろしくお願ひします。

私は児童文学作家という立場で、日本児童文学者協会というところにいるのですね。今、児童書の作家たちの一番の問題は、電子化にどう対応していくかということです。今DXを進めるという話を聞かせていただいて、こういう流れになるのだろうというのは、半分予想していましたが、動きの早さにとまどってもおります。作家という職業から、読書文化をより豊かにしていくために、どういう電子化をすすめていけばいいのか、考えていきたいと思ひます。

公募委員で、いろいろ分からないこともあるかと思ひますが、よろしくお願ひします。今ちょっと分からないのは、定例会と作業部会というのがどう違うかというのも分からない

のですが、また何かの折に教えていただければと思います。

【小田議長】 ありがとうございます。今のご質問は、また別途、ご回答お願いいたします。

2つの部会とは別に、定例会として全体的な討議の中でご意見を頂きたいと思っている方々もいまして、今日ご出席のところでは五十嵐さんになります。五十嵐さん、お願いできますでしょうか。

【五十嵐委員】 ありがとうございます。目からうろこの2時間でした。大変勉強になりました。キーワードとしては、ICTはUDが基本、みんなの図書館、「やさしい日本語」。実は本区でも図書館は非来館型のサービスを考え始めているところで、その根本になる考えを今お聞きしました。

また、今、学校教育でICT化がどんどん加速的に進んでいるのですが、UDが基本であることや、バリアをなくすことや、誰にでも分かりやすいことなど、学校教育にもつながる考えだと思いながら聞かせていただきました。本当にありがとうございます。一緒に考えていきたいと思います。

【小田議長】 ありがとうございます。

一通り皆さん方のお声を聞いて、なかなか今期の定例会、充実した方向になれそうだなと、わくわくしております。

議事の4番に移りたいと思います。「今後の協議スケジュール」ということになります。事務局よりお願いいたします。

【企画経営課長】 それでは、今後の協議スケジュールにつきましてご説明いたします。資料7の2ページ目を御覧ください。

協議スケジュール案ということでお示ししてございますが、第1回目の定例会が本日でございます。

次が10月に作業部会を第1回として開きたいと考えてございます。そこで「DXによる利便性向上」について部会のメンバーの方々と議論を進めていただきまして、その中身を12月に開催する第2回の定例会で協議会委員の皆様全員でご協議いただくということで考えているところでございます。

同様に、第2回部会と第3回定例会、これはそれぞれ同じペアという形になります。

続きまして、2年目になりますけれども、5月からは新しい部会といたしまして、「利用者に応じたサービスの進化」の部会を開きまして、第4回の定例会にてそれをご協議いただ

くと、第4回の部会と第5回の定例会が同じようなセットと考えてございます。

その後、提言をまとめていただくために、部会の協議などを踏まえまして、第6回と7回と定例会を進めていきたいと考えているところでございます。

ざっくりとした形での、何月という形になってございますので、今後は調整が若干入るということはあろうかと思いますが、おおむねこのようなスケジュールで進めたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

【小田議長】 細かい時程については、またその都度ということになるということで、流れとしまして、2年間のスケジュールを御覧いただいたところとなりますが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

では、このスケジュールにて進めていきたいと思えます。当面のところとしては、DXの作業部会を受けて、また第2回の定例会となりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事は以上ということになりますので、司会を私から事務局にお返ししたいと思います。皆様、どうもご協力ありがとうございました。

【企画経営課長】 小田議長をはじめ、委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

議事は以上で終了でございます。本日の協議会は終了となります。

次回の日程でございますが、先にDXによる利便性向上部会を開催した後に、12月頃に第2回の定例会を開催を予定してございます。日程調整につきましてはメールでご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時57分閉会